

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第3608034号

(P3608034)

(45) 発行日 平成17年1月5日(2005.1.5)

(24) 登録日 平成16年10月22日(2004.10.22)

(51) Int. Cl.⁷

B60N 2/36

F1

B60N 2/36

請求項の数 1 (全 6 頁)

(21) 出願番号	特願平11-220662	(73) 特許権者	000003207 トヨタ自動車株式会社 愛知県豊田市トヨタ町1番地
(22) 出願日	平成11年8月4日(1999.8.4)	(74) 代理人	100079049 弁理士 中島 淳
(65) 公開番号	特開2001-47911(P2001-47911A)	(74) 代理人	100084995 弁理士 加藤 和詳
(43) 公開日	平成13年2月20日(2001.2.20)	(74) 代理人	100085279 弁理士 西元 勝一
審査請求日	平成14年2月15日(2002.2.15)	(74) 代理人	100099025 弁理士 福田 浩志
		(72) 発明者	中川 茂 愛知県豊田市トヨタ町1番地 トヨタ自動車株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 車両用シート取付構造

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

段差を有する車両フロアの一段高いフロア面に配設されたシートを低いフロア面に格納するための車両用シート取付構造であって、
前記低いフロア面に形成されたトンネル部と、
前記高いフロア面に車幅方向に並列して取付けられ、車幅方向中央部に位置するセンターシートと車幅方向両側部の左右のサイドシートとによって構成される車両用シートと、
前記センターシートのシートバックと前記サイドシートのシートバックとに設けられ前記センターシートを車体に対して着脱可能とするシート脱着手段と、
前記サイドシートを前記低いフロア面上に格納可能とするシート格納手段と、
を有することを特徴とする車両用シート取付構造。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は車両用シート取付構造に係り、特に段差を有する一段高い車両後方のフロア面に配設されたシートを車両前方の低いフロア面に格納するための車両用シート取付構造に関する。

【0002】

【従来技術】

従来、段差を有する車両フロアの一段高いフロア面に配設されたシートを低いフロア面に

格納するための車両用シート取付構造の一例としては、特開平3 - 20444号公報に示される様な構造が知られている。

【0003】

図3に示される如く、この車両用シート取付構造では、シートバック100を前倒ししてから、リヤシート102を前方(図3の矢印V方向)に回転させていくと、ロック手段104がシートクッション106と前脚108との結合をロックしているの、リヤシート102は前脚108と一体となって前脚108の下端ピン110を支点として回転するようになっている。

【0004】

その後、図4に示される如く、ヘッドレスト112がフロントシート120のシートクッション122より下方へ達すると、ロック解除手段114がロック手段104のロック状態を解除するようになっている。この結果、リヤシート102を上方(図4の矢印W方向)に回転させながら前脚108を倒していけば、リヤシート102を前方の低いフロア面122に格納することができる。

10

【0005】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、この車両用シート取付構造においては、低いフロア面122の車幅方向中央部にトンネル部が突出している場合には、リヤシート102の車幅方向中央部がトンネル部と干渉する。この結果、リヤシート102を車幅方向に並列して取付けられた複数の分割シートとしても、リヤシート102の車幅方向中央部となる、所謂センターシートが格納できなくなる。このため、フラットな荷室スペースを形成できない。

20

【0006】

本発明は上記事実を考慮し、トンネル部を有するフロアにおいても、略フラットな荷室スペースを形成できる車両用シート取付構造を得ることが目的である。

【0007】

【課題を解決するための手段】

請求項1記載の本発明は、段差を有する車両フロアの一段高いフロア面に配設されたシートを低いフロア面に格納するための車両用シート取付構造であって、前記低いフロア面に形成されたトンネル部と、前記高いフロア面に車幅方向に並列して取付けられ、車幅方向中央部に位置するセンターシートと車幅方向両側部の左右のサイドシートとによって構成される車両用シートと、前記センターシートのシートバックと前記サイドシートのシートバックとに設けられ前記センターシートを車体に対して着脱可能とするシート脱着手段と、前記サイドシートを前記低いフロア面上に格納可能とするシート格納手段と、を有することを特徴とする。

30

【0008】

従って、車両用シートを使用位置から格納位置に移動する際に、センターシートをセンターシートのシートバックとサイドシートのシートバックとに設けられたシート脱着手段によって車体から取り外すため、センターシートをフロア面及びサイドシートから容易に取り外しできる。一方、残ったサイドシートは、シート格納手段によって、低いフロア面上に格納する。この結果、トンネル部を有するフロアにおいても、略フラットな荷室スペースを形成することが可能となる。

40

【0011】

【発明の実施の形態】

本発明の車両用シート取付構造の一実施形態を図1及び図2に従って説明する。

【0012】

なお、図中矢印FRは車両前方方向を、矢印INは車幅内方方向を、矢印UPは車両上方方向を示す。

【0013】

図1(A)に示される如く、本実施形態のリヤシート10は並列3座席型となっており、

50

車幅方向中央部に位置するセンターシート12と、車幅方向両側部の左右のサイドシート14、16とによって構成されている。左右のサイドシート14、16は、それぞれのシートクッション14A、16Aの下面の前側に回動可能に組付けた脚部18をシート格納手段としてのリンク20を介して車室フロア22の低いフロア面22Aに前後方向へ回動可能に支持されている。また、シートクッション14A、16Aの下面の後側にはロック機構24が設けられたおり、シートクッション14A、16Aはこれらのロック機構24を介して、車室フロア22の低いフロア面22Aの後方に形成された一段高いフロア面22Bに着脱可能にロックされている。なお、ロック機構24は周知の構造とされており、例えば、シートクッション14A、16A側にロック爪25が配設されており、これらのロック爪が、図1(B)に示される、フロア面22Bに形成された凹部26内に配設されたストライカ28に着脱可能となっている。

10

【0014】

左右のサイドシート14、16は、それぞれのロック機構24によるフロア面22Bに対するロックを解除し、脚部18をリンク20を介して前方へ回動することにより、図1(B)に示される如く、それぞれのシートバック14B、16Bをシートクッション14A、16A上に折り畳んだ状態で、シートバック14B、16Bの裏面14C、16Cが一段高いフロア面22Bと略面一となるように、低いフロア面22A上に格納可能となっている。

【0015】

図2に示される如く、センターシート12は、シートクッション12Aの下面に設けられたサイドレグ30を介して、一段高いフロア面22B上に配設されており、センターシート12の配設位置は、低いフロア面22Aの車幅方向中央部に形成されたトンネル部32と車幅方向において重なる位置(トンネル部32の方向の位置)となっている。

20

【0016】

また、センターシート12のシートバック12Bの側部にはシート脱着手段としてのロックカ34が固定されており、このロックカ34を、右サイドシート16のシートバック16Bの側部に配設したシート脱着手段としてのストライカ36に係止するようになっている。従って、センターシート12は、右サイドシート16との係止を解除することで、フロア面22B及び左右のサイドシート14、16(車体)から容易に取り外しできるようになっている。

30

【0017】

次に、本実施形態の作用を説明する。

【0018】

本実施形態では、センターシート12と右サイドシート16との係止を解除し、センターシート12を車体から取り外した後、左右のサイドシート14、16において、それぞれのロック機構24によるフロア面22Bに対するロックを解除し、それぞれの脚部18をリンク20を介して前方へ回動する。これにより、左右のサイドシート14、16は、それぞれのシートバック14B、16Bをシートクッション14A、16A上に折り畳んだ状態で、トンネル部32を挟んだ両側の低いフロア面22A上に格納することができる。この結果、図1(B)に示される如く、折り畳んだシートバック14B、16Bの裏面14C、16Cが一段高いフロア面22Bと略面一となる。

40

【0019】

この様に、本実施形態の車両用シート取付構造では、センターシート12を車体から取り外した後に、左右のサイドシート14、16をトンネル部32を挟んが両側の低いフロア面22A上に格納するため、トンネル部32を有するフロア22においても、折り畳んだシートバック14B、16Bの裏面14C、16C、トンネル部32の上面、及び一段高いフロア面22Bによって略フラットな荷室スペースを形成できる。

【0020】

以上に於いては、本発明を特定の実施形態について詳細に説明したが、本発明はかかる実施形態に限定されるものではなく、本発明の範囲内にて他の種々の実施形態が可能である

50

ことは当業者にとって明らかである。例えば、センターシート12を車体に着脱可能に固定する構成、及び左右のサイドシート14、16を低いフロア面22Aに格納する構成は、上記実施形態に限定されず、折り畳まれた左右のサイドシート14、16はシートクッション前端を中心にして略180度回転しシートクッションの裏面が高いフロア面22Bと略面一となっても良い。また、上記実施形態では、折り畳んだシートバック14B、16Bの裏面14C、16Cが一段高いフロア面22Bと略面一になっているが、左右のサイドシート14、16を低いフロア面22Aに格納した後にフロアボード等を載置することによって、一段高いフロア面22Bと略面一となる構成としても良い。また、上記実施形態では、リヤシート10に本発明の車両用シート取付構造を適用したが、本発明はフロントシート等の他のシートにも適用可能である。

10

【0021】

【発明の効果】

請求項1記載の本発明は、段差を有する車両フロアの一段高いフロア面に配設されたシートを低いフロア面に格納するための車両用シート取付構造であって、低いフロア面に形成されたトンネル部と、高いフロア面に車幅方向に並列して取付けられ、車幅方向中央部に位置するセンターシートと車幅方向両側部の左右のサイドシートとによって構成される車両用シートと、センターシートのシートバックとサイドシートのシートバックとに設けられセンターシートを車体に対して着脱可能とするシート脱着手段と、サイドシートを低いフロア面上に格納可能とするシート格納手段と、を有するため、センターシートをフロア面及びサイドシートから容易に取り外しできると共に、トンネル部を有するフロアにおいても、略フラットな荷室スペースを形成できという優れた効果を有する。

20

【図面の簡単な説明】

【図1】(A)は本発明の一実施形態に係る車両用シート取付構造におけるシート使用状態を示す車両前方斜め外側から見た斜視図であり、(B)は本発明の一実施形態に係る車両用シート取付構造におけるシート格納状態を示す車両前方斜め外側から見た斜視図である。

【図2】本発明の一実施形態に係る車両用シート取付構造の一部を示す車両前方斜め内側から見た斜視図である。

【図3】従来の車両用シート取付構造の格納前状態を示す概略側面図である。

【図4】従来の車両用シート取付構造の格納途中を示す概略側面図である。

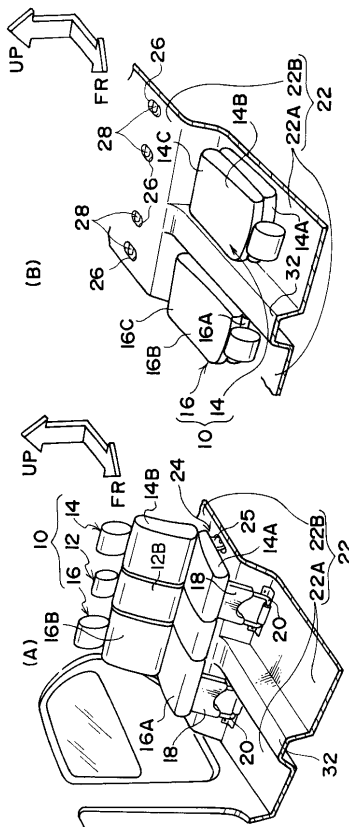
30

【符号の説明】

- 10 リヤシート
- 12 センターシート
- 14 サイドシート
- 14A シートクッション
- 14B シートバック
- 16 サイドシート
- 16A シートクッション
- 16B シートバック
- 18 脚部
- 20 リンク(シート格納手段)
- 22 車室フロア
- 22A 低いフロア面
- 22B 一段高いフロア面
- 24 ロック機構
- 30 サイドレグ
- 32 トンネル部
- 34 ロッカ(シート脱着手段)
- 36 ストライカ(シート脱着手段)

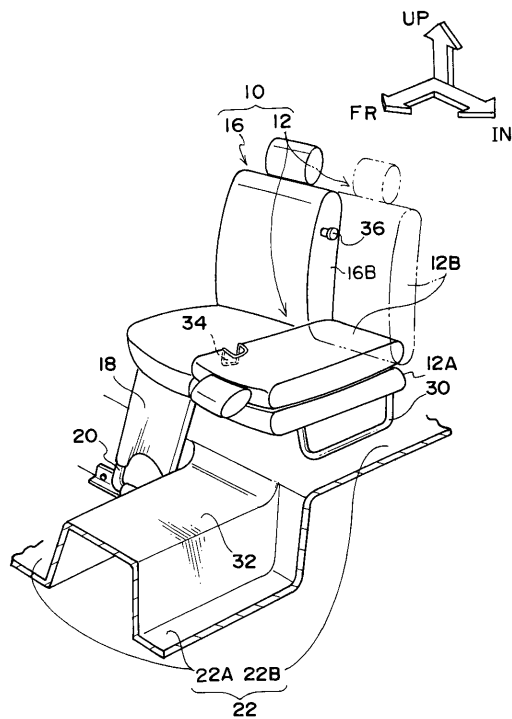
40

【 図 1 】



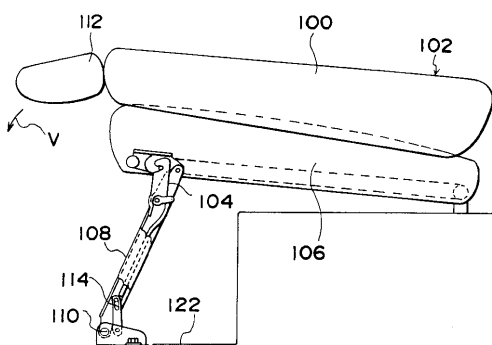
- 20 リンク (シート格納手段)
- 22 座面フロア
- 22A 座面フロア面
- 22B 座面フロア面
- 24 ロック機構
- 10 リヤシート
- 12 サイドシート
- 14 サイドクッション
- 14A 脚部
- 14B シートバック
- 16 サイドクッション
- 16A シートクッション
- 16B シートクッション
- 18 脚部

【 図 2 】

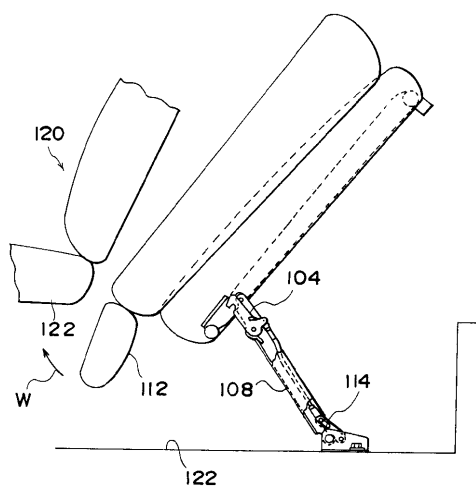


- 30 サイドレッグ
- 32 トンネル部
- 34 ロッカ (シート脱着手段)
- 36 ストライカ (シート脱着手段)

【 図 3 】



【 図 4 】



フロントページの続き

審査官 富岡 和人

(56)参考文献 特開平09 - 169230 (JP, A)
特開平11 - 105600 (JP, A)
実開平04 - 035929 (JP, U)

(58)調査した分野(Int.Cl.⁷, DB名)
B60N 2/36